3　締約国会議は、汚染された場所の管理に関する手引であって、次の事項に関する方法及び取組方法を含むものを採択する。

(a)　場所の特定及び特性の評価

(b)　公衆の関与

(c)　人の健康及び環境に対する危険性の評価

(d)　汚染された場所がもたらす危険の管理に係る選択肢

(e)　効果及び費用の評価

(f)　成果の検証

4　締約国は、汚染された場所を特定し、評価し、優先順位を決定し、管理し、及び適当な場合には修復するための戦略の策定及び活動の実施において協力することが奨励される。

第十三条　資金及び資金供与の制度

1　締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画に従い、この条約の実施を意図する各締約国の活動に関する資金を提供することを約束する。この資金には、関係する政策、開発戦略及び自国の予算を通じた国内の資金調達、二国間及び多数国間における資金調達並びに民間部門の関与によるものを含むことができる。

2　開発途上締約国によるこの条約の実施の全般的な有効性は、この条の規定の効果的な実施に関連する。

3　多数国間、地域及び二国間の資金援助、技術援助、能力形成及び技術移転の提供元は、資金、技術援助及び技術移転に関連するこの条約の実施において開発途上締約国を支援する自己の水銀に係る活動を緊急に強化し、及び拡大することが奨励される。

4　締約国は、資金供与に関する措置をとるに当たり、開発途上にある島嶼国及び後発開発途上国である締約国の特定のニーズ及び特別な事情を十分に考慮する。

5　適当かつ予測可能な及び時宜を得た資金供与を行うための制度について、この条約により定める。当該制度は、この条約に基づき義務の履行を行う開発途上締約国及び移行経済締約国を支援するものである。

6　5に規定する制度には、次のものを含む。

(a)　地球環境基金の信託基金

(b)　能力形成及び技術援助を支援する特定の国際的な計画

7　地球環境基金の信託基金は、締約国会議が合意したこの条約の実施を支援するための費用を負担するため、新たな、予測可能かつ適当な及び時宜を得た資金を供与する。この条約の適用上、同信託基金は、締約国会議の指導の下に運営され、締約国会議に対して責任を負う。締約国会議は、全般的な戦略、政策、計画の優先度並びに資金へのアクセス及び資金の利用のための資格に関する手引を提供する。さらに、締約国会議は、同信託基金から支援を得ることができる活動の種類を示す一覧表に関する手引を提供する。同信託基金は、地球環境の利益に係る合意された増加費用及びこの条約の実施を可能にするための活動に係る合意された全ての費用に充てるための資金を供与する。

8　地球環境基金の信託基金は、活動への資金を供与するに際し、提案された活動の費用と比較した当該活動による潜在的な水銀の削減を考慮すべきである。

9　この条約の適用上、6(b)に規定する計画は、締約国会議の指導の下に運営され、締約国会議に対して責任を負う。締約国会議は、その第一回会合において、当該計画を主催する機関であって既存の主体であるものを決定し、同機関に対して手引（当該機関が主催する期間を含む。）を提供する。全ての締約国その他の利害関係者は、当該計画への資金供与を任意に行うよう要請される。

10　締約国会議及び資金供与の制度を構成する主体は、締約国会議の第一回会合において、前記の規定を実施するための取決めについて合意する。

11　締約国会議は、その第三回会合までに及びその後は定期的に、資金供与の水準、この条に基づいて設けられる資金供与の制度の運営を委託された主体に締約国会議が提供する手引、当該主体の有効性並びに当該主体が開発途上締約国及び移行経済締約国の変化するニーズに対処する能力について再検討する。締約国会議は、その再検討に基づき、当該制度の有効性を高めるために適当な措置をとる。

12　全ての締約国は、その能力の範囲内で、資金供与の制度への貢献が要請される。当該制度は、民間部門を含む他の提供元からの資金供与を奨励するものとし、支援する活動のためにその資金を活用するよう努める。

第十四条　能力形成、技術援助及び技術移転

1　締約国は、その能力の範囲内で、開発途上締約国、特に後発開発途上国又は開発途上にある島嶼国である締約国及び移行経済締約国がこの条約に基づく義務を履行することを援助するため、時宜を得た適当な能力形成及び技術援助を提供するために協力する。

2　1及び前条の規定に基づく能力形成及び技術援助は、地域的な、小地域的な及び国内の取決め（既存の地域及び小地域のセンターに係るものを含む。）その他二国間及び多数国間の手段並びに連携（民間部門が関与する連携を含む。）により提供することができる。化学物質及び廃棄物の分野における他の環境に関する多数国間協定との協力及び調整は、技術援助及びその提供の有効性を高めるために追求されるべきである。

3　先進締約国及び自国の能力に応じて他の締約国は、開発途上締約国、特に後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国並びに移行経済締約国がこの条約を効果的に実施する能力を強化するため、これらの締約国のための最新の環境上適正な代替技術の開発、移転、普及及び取得の機会の提供について、適当な場合には民間部門その他の利害関係者の支援を得て促進し、及び円滑にする。

4　締約国会議は、その第二回会合までに及びその後は定期的に、締約国からの意見及び報告（第二十一条に規定する報告を含む。）並びに他の利害関係者によって提供された情報を考慮して、次のことを行う。

(a)　代替技術に関連する既存の自発的活動及び進歩に関する情報について検討すること。

(b)　代替技術に関する締約国、特に開発途上締約国のニーズについて検討すること。

(c)　技術移転において締約国、特に開発途上締約国が直面する課題を特定すること。

5　締約国会議は、能力形成、技術援助及び技術移転をこの条に基づいていかなる方法で一層強化することができるかについて勧告する。

第十五条　実施及び遵守に関する委員会

1　この条約の全ての規定の実施を促進し、及び遵守を再検討するため、締約国会議の補助機関としての委員会（以下「委員会」という。）を含む仕組みをこの条約により設ける。委員会を含むこの仕組みは、円滑化を図るためのものとし、各締約国の能力及び事情に特別の注意を払う。

2　委員会は、この条約の全ての規定の実施を促進し、及び遵守を再検討する。委員会は、実施及び遵守に関する個別の及び組織的な事項を審査し、並びに適当な場合には締約国会議に勧告する。

3　委員会は、国際連合の五の地域に基づいて地理的に衡平に代表されることに妥当な考慮を払った上で、締約国によって指名され、締約国会議によって選出される十五人の委員により構成される。最初の委員は、締約国会議の第一回会合において選出され、その後は5の規定に基づいて締約国会議が承認した手続規則に従って選出される。委員会の委員は、この条約に関する分野における能力を有し、及び専門的知識の適当な均衡を反映させたものとする。